

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	管理区域内工具箱整理作業において、廃材として発生した薬品の入った袋を別の袋に詰め替える際、袋に付着した薬品の一部が飛散し、作業員の顔へ付着したことが認められたため、業務車にて病院へ搬送及び対応検討	A	12月5日公表済 (PDF70KB)

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系フィルタースラッジ貯蔵タンク（A）レベル指示計において、指示不良（検出配管詰まり）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
2	2号機	低圧復水ポンプ（2A）入口弁の点検時、ボンネット及びボンネットガスケットシール面に腐食が認められたため、当該シート面を修理	D	
3	2号機	主タービンランドシール用蒸化器ドレンタンク水位調節弁の点検時、リークオフ弁のランド部に漏洩痕が認められたため、当該部を点検	D	
4	2号機	主タービンランド蒸気復水器Uシール配管の放射線透過検査時、配管内部に堆積物が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
5	2号機	エリア放射線モニタ点検時、原子炉建屋5階燃料交換エリア（c.h.3）当該モニタのカード基板に不良が認められたため、当該基板を交換	D	
6	2号機	復水器チューブ探傷検査の評価の結果、冷却管（73本）に判定基準値を超える波形が認められたため、当該冷却管に閉止栓を実施	D	
7	3号機	ほう酸水貯蔵タンクにおいて、タンク温度高/低警報用の温度スイッチに動作不良（ドリフト）認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
8	4号機	高圧注水系軸封装置運転状態調査時、計画線量超え（0.10mSv/日）が認められたため、注意喚起及び関係者へ周知	C	
9	4号機	計器設定に関する確認において、床ドレンフィルタースラッジサージタンク液位警報設定器等（2台）の計器仕様表記載の設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
10	5号機	起動領域中性子束モニタユニット（D）において、データ表示画面に映像不良が認められたため、当該画面を点検・修理	D	
11	集中環境施設	焼却工作建屋主排気ダクト排気放射線モニタ（トリチウムサンプルポンプB）において、運転表示灯カバーのねじ込部に破損が認められたため、当該表示灯カバーを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで